

国立大学法人に対する会計 監査人の監査に係る報告書

平成16年3月29日
国立大学法人会計基準等検討会議

目 次

はじめに（国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の設定について）

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書

第1章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）

- 第1節 会計監査人の監査の導入目的
- 第2節 会計監査人の監査の位置付け
- 第3節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方
- 第4節 リスク・アプローチに基づく監査の実施
- 第5節 会計監査人の監査における重要性の判断
- 第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点
- 第7節 会計監査契約

第2章 監査の前提条件

- 第1節 内部統制
- 第2節 二重責任の原則
- 第3節 監査日程の十分な確保

第3章 連結財務諸表監査

第4章 会計監査人の独立性

- 第1節 被監査国立大学法人等に対する独立性について
- 第2節 被監査国立大学法人等の文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会に対する独立性の問題について
- 第3節 被監査国立大学法人等の文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会との関係について
- 第4節 監査責任者の交替について

第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）

- 第1節 会計監査人の職務
- 第2節 会計監査人の権限
- 第3節 会計監査人の義務
- 第4節 会計監査人の責任

第6章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準

- 第1節 基本的な考え方
- 第2節 監査の目的
- 第3節 一般基準
- 第4節 実施基準
- 第5節 報告基準

はじめに

(国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の設定について)

平成16年3月29日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書に係る検討の経緯

国立大学法人会計基準等検討会議(以下、「検討会議」という。)は、平成14年3月文部科学省大臣官房長の委嘱を受けた会計、財政等の学識経験者によって構成され、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、「国立大学法人等」という。)にふさわしい会計基準の細目について専門的見地から検討を重ね、その成果を平成15年3月に『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」』として公表した。

その後、検討会議は、国立大学法人等の財務諸表の信頼性を担保するためには、その作成基準である会計基準とともに、会計監査の規範となる監査の基準が重要なインフラストラクチャーであるという認識の下、平成15年9月より、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準に関する総合的な検討を重ねてきたところであり、その議論の成果を「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(以下「報告書」という。)として取りまとめた。

2. 報告書の内容と取扱い

報告書は、企業会計の監査基準(平成14年1月25日全面改訂)及び独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(平成13年3月7日 独立行政法人会計基準研究会 平成15年7月4日改訂 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会)を参考としつつ、国立大学法人等の特性を踏まえてとりまとめたものであり、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準とそれ以外の部分から成っている。

前者の会計監査人の監査の基準について、検討会議は、会計監査人が国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。)第39条に定める監査を行うに当たって、現段階において最も適切な基準と考えており、会計監査人が国立大学法人等との間で会計監査契約を締結する際に、当該契約に盛り込まれることが望ましいと考えている。

後者の報告書の監査の基準以外の部分については、検討会議において、当該基準を検討するに当たって国立大学法人等の公共的性格及びその教育研究の特性に配慮しつつ議論した事項を記述したものであり、監査の基準を解釈するに当たっての指針となるべきものである。

3. 今後の取扱いについて

国立大学法人等は平成16年4月以降に設立されるものであり、国立大学法人等に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、今後より一層の進展が期待されるところである。

また、監査基準は、本来、監査慣行の形成・蓄積に基づき確立されるものである。企業に対する会計監査においては、監査基準は企業会計審議会が設定し、その後、監査慣行等の成熟に伴い、日本公認会計士協会が、公正な監査慣行の確立を図る自主的な機関として、会員に対し遵守すべき具体的な指針を示す役割を担うこととされたところである。

こうした企業会計の発展の経緯を踏まえ、検討会議は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査（その具体的な指針等も含む。）に係る検討については、今後は、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ、継続して行っていくことが必要と考える。